

## (議事 2) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

## 【書面開催に係る補足説明】

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定については、別紙のとおり、川崎市子ども・子育て会議条例及び子ども・子育て支援法に基づき、市町村における合議制の機関において、意見を聴かなければならないとされています。

本市においては、川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会において、委員の皆さまに報告し、御意見等をいただいているところでございます。

つきましては、各資料において教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況（令和3年8月30日時点）を記載していますので御一読いただき、**資料3**令和3年度川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会議事回答において、委員の皆さまから御意見等をいただきたく存じます。

いただいた御意見については、後日、集計結果の通知と併せて御回答いたします。

## 1 各資料の概要について

### (1) 資料 2 - 2 について

利用定員の考え方、施設種別及び各区の設定状況（令和4年度予定の新規開設園・類型変更、定員変更）の内訳を記載しています。

### (2) 資料 2 - 3 について

資料 2 - 2 における（1）教育・保育施設①新規開設園・類型変更の詳細内訳を記載しています。

### (3) 資料 2 - 4 について

資料 2 - 2 における（1）教育・保育施設②定員変更の詳細内訳を記載しています。

### (4) 資料 2 - 5 について

資料 2 - 2 における（2）地域型保育事業①新規開設園の詳細内訳を記載しています。

### (5) 資料 2 - 6 について

令和4年3月31日をもって事業廃止予定の教育・保育施設及び地域型保育事業の一覧を記載しています。

## 2 今後の流れについて

資料 2 - 2～資料 2 - 6 までの利用定員設定に基づき、令和4年度における認可保育所等の受入枠の拡大を図ってまいります。

## 別紙

### ●川崎市子ども・子育て会議条例 <抜粋>

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

### ●子ども・子育て支援法 <抜粋>

(市町村における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実績を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(以下省略)

#### 【第31条第2項】

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

#### 【第43条第3項】

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。